

## 資料

# 京都市「市民と行政の役割分担評価」 の 試 行

### 〔目 次〕

I 京都市「市民と行政の役割分担評価」試行実施要領	1
1 基本的な考え方	1
(1) 市民と行政の役割分担評価とは	
(2) 市民と行政の役割分担を考える必要性	
(3) 市民と行政の役割分担評価の工夫点	
(4) 評価の留意点	
(5) 試行実施	
2 市民と行政の役割分担評価の実施ガイド	4
(1) 「市民と行政の役割分担と協働のあり方」の基本的な考え方	
(2) 各評価項目の評価方法及び考え方等	
(3) ワークシートの各項目の解説	
II 京都市「市民と行政の役割分担評価」の試行結果	18
III 試行対象事業ごとの評価表	20

### <訂正について>

『「京都新世紀市政改革大綱（案）』に基づく事務事業の見直し等の具体的取組（一次案）』で「京都会館の管理運営」（文化市民局）（37 ページ）において、誤りがありましたので、以下のとおり訂正しています。

	(誤)	(正)
所要人数	44.0	28.0
事業費推移の所要人数	44.0	28.0
事業費推移の人件費	418,880	266,560
事業費推移の合計	454,775	302,455

# I 京都市「市民と行政の役割分担評価」試行実施要領

## 1 基本的な考え方

### (1) 市民と行政との役割分担評価とは

京都市「市民と行政の役割分担評価」は、平成10年7月の京都市市政改革懇談会・第一次提言『市民と行政の役割分担と協働のあり方』で示された考え方をベースに、主要な事務事業について、市民と行政の役割分担を客観的に評価する手法として、作成したものです。

この評価は、「ワークシート」を用いて数値化し、公共性評価、行政関与の妥当性の評価、受益者負担の妥当性の評価、実施主体の妥当性の評価の4つの項目についてそれぞれ評価するものであり、全国的にも先駆的な手法です。(評価表及びワークシートは資料参照)

### (2) 市民と行政の役割分担を考える必要性

いわゆる行政評価システムについては、近年、新たな行政運営方法の改革の手段として国及びいくつかの自治体で検討、導入が行われています。本市においても、現在当該システムの構築に向けた取組を行っているところですが、未だ完成形は存在していないことから、他の自治体と同様に試行錯誤を行いながら、本市にふさわしいシステムを構築していく必要があります。

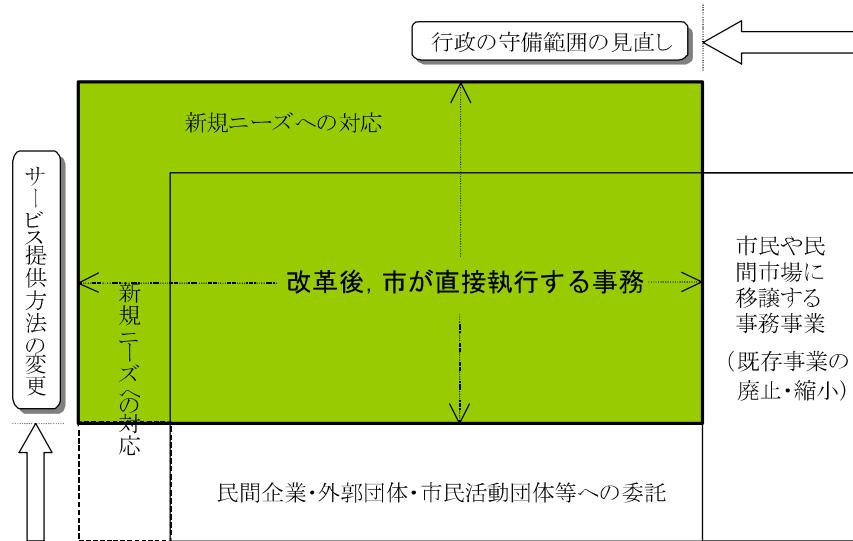
本市においては、先進事例の検討を含めて、本市に相応しいシステムのあり方を調査、検討しているところですが、本市の行政評価システムの全体制度設計作業と並行して、今回、本市がこれまで取り組んできた「京都新世紀に向けた市政改革」の基本理念である「市民と行政の役割分担」を評価する京都市「市民と行政の役割分担評価」の手法を開発し、先行して試行実施することとしました。

すなわち、多くの自治体が取り組んでいる事務事業評価については、三重県の先行事例にみられるように、成果指標を設定し、その目標達成度を評価することが一般的ですが、本市としては、その前に、そもそも「行政は何をすべきか」、「行政はどこまで関与すべきか」といった市民と行政との役割分担をまずもって客観的な基準・物差しで評価すべきであると考えました。

市民と行政との役割分担については、自己責任と自己決定に基づく個性と活力ある地域づくりを前提に、少子・長寿化などによる市民ニーズの増大や京都市財政の深刻な状況に対応するために、民間に委ねられるものは委ねるという観点から、現行の事務事業について思い切った見直しを行い、限られた行政資源の最大有効活用を図ることにより「市民と行政のパートナーシップによる都市経営」を推進するものであります。

<参考>

「市民と行政の役割分担」による改革イメージ図



※1 細線(—)で囲まれた部分が、現在市が直接執行している事務事業

※2 太線(—)で囲まれた部分が、改革後に市が直接執行する事務事業

### (3) 市民と行政の役割分担評価の工夫点

#### ① 市民と行政の役割分担を4つの視点で評価

まず、「公共性評価」で一般的な公共性を評価したうえで、「行政関与の妥当性」、「受益者負担の妥当性」、「実施主体の妥当性」の3点について、具体的な基準をもって評価しています。

#### ② 評価を数値化

「ワークシート」の各設問（基準）に当てはめた結果が数値化されることで客観的な評価を容易にしています。

#### ③ グラフにプロット

評価結果が、自動的にグラフにプロット（位置付け）することで、数値の持つ意味をわかるように、評価表にその意味を表わされるように工夫しています。

#### ④ パソコンを活用し、評価作業を効率化

評価作業の職員の負担を軽減するため、パソコン（エクセルによるプログラム）を活用し、作業の効率化を図っています。

#### (4) 評価の留意点

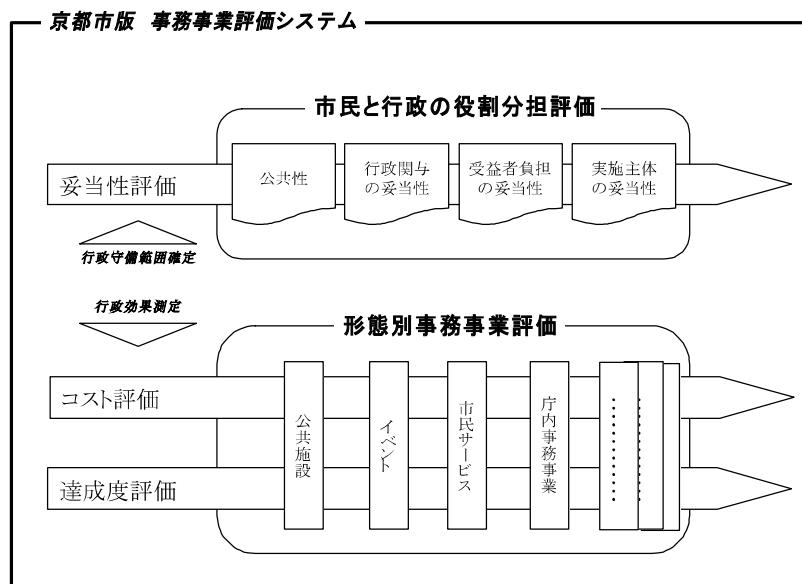
評価は一定の方向性を導き出すため判断を行うためのツール（道具）です。4つの評価項目（「公共性評価」、「行政関与の妥当性」、「受益者負担の妥当性」、「実施主体の妥当性」）の個々の具体的な設問（基準）は、「ワークシート」の各設問で表現していますが、必要十分な設問を網羅することには限界があります。このため、個々の評価によって得られた結果をもって、直ちに廃止や民間委託を行うといった判断（例えば、マイナス○点だから民間委託するといった判断）を行うものではありません。様々な角度から検討をしたうえで、判断する必要があります。

#### (5) 試行実施

京都新世紀市政改革大綱に基づく取組として進めている事務事業の見直し作業の中で対象事務事業を抽出し、10件（各局ごとに1件）の試行実施を行いました。

今後、さらに試行実施する対象事務事業を拡大し、問題点等を把握し、早期に本格導入する予定あります。

（参考）



※ 本市は平成12年度中に『京都市版「行政評価システム」導入計画（案）』を策定する予定で取組を進めておりますが、その中で本市の事務事業評価システムについては、「市民と行政の役割分担評価」と「形態別事務事業評価」の2層構造を考えております。

## 2 市民と行政の役割分担評価の実施ガイド

### (1) 「市民と行政の役割分担と協働のあり方」の基本的な考え方

#### ア 前提

「市民と行政の役割分担と協働のあり方」は、社会経済的状況等によって変化するものであることから、主として以下の4点について十分考慮しながら、現時点での考え方を市民と行政が共有できる判断基準（物差し）の確定を目指すものである。

- ①中期的に本市が活用できる財源等を十分加味する。
- ②政策自治体への脱皮を図るために政策形成や専門性が求められる分野へ職員を重点配置する。
- ③個々の公的サービスを市民が担い得るかを十分検討し、現時点で可能な場合は大胆な協働関係に至るよう努めるとともに、将来的に可能と思われる分野についてはその育成を行う。
- ④現時点で何が公的で行政が提供すべきサービスであるかを本市として提示し、市民との共有を図れるように最大限の努力を行う。

#### イ 基本理念（補完性の原理）

分権型社会に相応しい自治と分権を拡充するとともに、少子・長寿化社会などによる市民ニーズの増大と本市の深刻な財政状況への対応や政策自治体への脱皮を行うために、本市としての「市民と行政の役割分担と協働のあり方」の基本理念は、自立した市民を基本に、市民の自助・共助で解決できる問題は市民の自主的・自発的活動で解決し、それが不可能な場合に民間非営利団体（NPO）や企業が行う。それでも困難な場合のみ公助として自治体、国が順に補完・支援を行っていくという「補完性の原理」を基本理念とする。

#### ウ 基本原則

「補完性の原理」に基づき事務事業を見直すに当たっての基本原則は次の4点とする。

- ①民間で行われている事業は行政では行わない。
- ②共同消費性と基礎性という2つの軸で行政の守備範囲を検討する。
- ③行政評価を行い、その結果を基に守備範囲を決める。
- ④市民の総意に基づいて、行政が戦略的に判断する。

(2) 各評価項目の評価方法及び考え方等

ア 公共性評価

(ア) 評価方法

共同消費性と基礎性の2つの軸で表される4つの象限のどこに位置付けられるかを「ワークシート」の設問により点数化してプロットする。

(イ) 評価の考え方

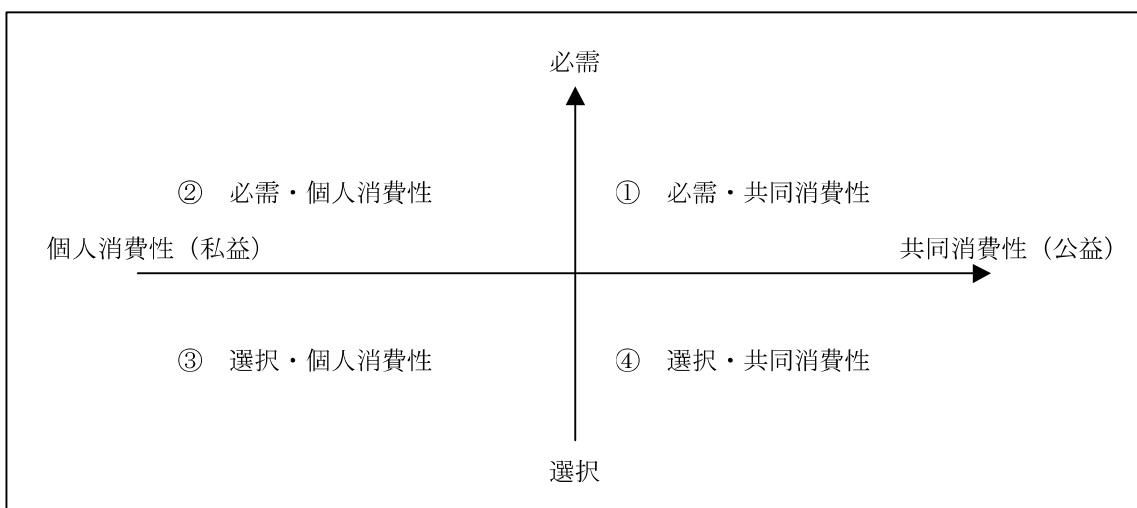
a 共同消費性、基礎性の意味

(a) 共同消費性

共同消費性（公益性）であるか個人消費性（私益性）であるか。個人的に利益を得るのか、利益を得る人が多数になるのか、つまり、集合的な利益になるのか、より公共の利益に関わるのかという観点である。

(b) 基礎性

必需と選択を極とする。それが是非とも必要なものか、それとも無くても済まされるか、代替的な資源があり得るのかという観点である。



b 4つの象限の考え方

(a) ①の象限（共同消費性が高く必需のエリア）

より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる。（例・・・上下水道、保健衛生、清掃事業など）

より多くの人たちが、それがないと日々の生活における質が維持できない、それを最低限保障しなければならないエリアである。しかし、他方、多数の人たちに大量の資源が動員され、しかも、その設備投資などに経費が多く費やされるので、コストに関する議論は欠かせられないエリアである。

(b) ②の象限（個人消費性が高くかつ必需のエリア）

個人的な利益を受け、しかも日常欠くことができないサービスが該当する。

（例・・・生活保護など）

このサービスと行政との関わりからいえば、行政として最小限度のサービスは、この象限に想定される。社会的な弱者をつくらないという公的な立場は、この象限で端的に提示される。

(c) ③の象限（個人消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア）

個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが該当する。（例・・・各々の個人のキャリア育成に寄与するような社会人教育、趣味娯楽の個人的な関心などに関連したサービスが含まれる。）

基本的に行政がさほど責任を持たなくてよい領域といえる。ただ、サービス供給のシステムが立ち遅れている分野で、地域的に、あるいは、世代的に、公平平等に利得を享受できない場合は、公平平等の観点から、行政の守備範囲とすることもやむを得ない場合もある。

(d) ④の象限（共同消費性が高くかつ選択的なサービスのエリア）

より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる。（例・・・美術館、博物館、音楽ホールなどのような公的施設で不特定多数の人たちに便益を供する場合）

必要と考える人たちだけが必要なサービスを選択的に受けなければよい。行政が少ない行政資源の中からサービスを提供しなければならないとすれば、一定の論拠を明示しなければならないし、その実際の関与も最低限にとどめるべきである。公益ではあるが、受益者負担を当然に考えるべきでもある。

## イ 行政関与の妥当性及び受益者負担の妥当性の評価

### (ア) 評価方法

ワークシートにより、それぞれ「行政関与の妥当性」、「受益者負担の妥当性」について点数化して、具体的な見直しの可否を判断する基礎データを得たうえで、具体的な見直し方向を検討する。

### (イ) 評価の考え方

#### a 行政関与の妥当性の評価

「公共性評価」で公共性の強弱を評価したが、公共性があるから即行政がサービスを提供することにはならない。

そこで、本市として現時点で行政サービスを供給すべきか等を「本市の独自性」や法律・法令等の「外的要因」、事務事業を実施することによって効果が得られるか否かといった「実施効果」の面で判定を行う。

判定した結果（評価点）は、プラスが多いほど、関与の妥当性が高く、逆にマ

イナスが多いほど本市が関与する妥当性が低いと考えられる。

b 受益者負担の妥当性の評価

行政が提供すべきサービスであってもその性質に応じては受益者に適正な負担を求めて行く必要がある。

そこで、受益者負担の妥当性を求めるべきかの判定を行う。

判定した結果（評価点）は、±0の場合は原則無料であり、プラスが多いほど受益者負担を求めて行くべきと考えられる。

なお、受益者負担の適正化の基本的な考え方は以下のとおりである。

① 適正な料金設定及び不均衡の是正

既に公共施設の使用料や手数料など受益者負担を求めているものについては、事務の効率化を図ることは当然として、原価を踏まえた適正な料金の設定を行う必要がある。

② 新たな料金設定

公共性評価及び受益者負担の妥当性の評価によって、受益者負担を求めていくことが妥当とされ、料金設定がされていないものは、積極的に料金設定を行う必要がある。

ウ 実施主体の妥当性の評価

本市が行政サービスを提供するべき事務事業でも、その提供主体がすべて本市である必要はなく、経済性・効率性、市民サービスの確保、行政責任の確保、秘密の保持、受託能力など種々の観点から判断して、サービス提供主体を民間に委託することなどを検討する必要がある。

(ア) 評価方法

ワークシートにより、「実施主体の妥当性」について点数化して、具体的な見直しの可否を判断する基礎データを得たうえで、具体的な見直し方向を検討する。

(イ) 民間委託の基本的考え方

民間委託の基本的な考え方としては以下のとおりである。

- ① 限られた財源・人員の制約下において、増大かつ高度化・多様化する市民ニーズに対応するための有効な手段として、市民と行政のパートナーシップによる行政サービスの提供方法として民間委託を位置付ける。
- ② 民間委託によって限られた行政資源（人材、財源等）を最大限活用してサービスの質を維持できる、あるいは向上させることができるような領域で積極的かつ選択的に導入する。
- ③ 市民参加の視点から「住民の参加や地域コミュニティの活性化」を目的として、適合したものについて委託し、民間委託を市民との協働の場として位置付ける。

- ④ 地方分権時代に対応した政策自治体への質的転換を図る観点から、実施部門を中心に民間委託を推進する。特に労力提供業務、定型的業務、施設管理・運営業務及び専門技術の補助的業務などは、原則として全て民間委託の検討対象とする。

(ウ) 評価の考え方

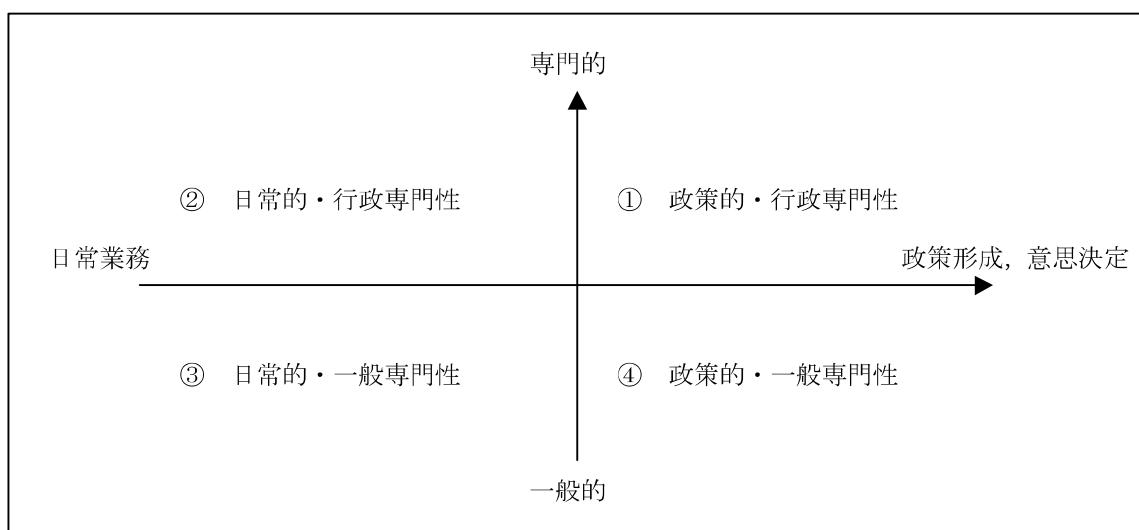
上記を踏まえて、民間委託を検討すべき対象とすべきかどうかを、「政策性」と「専門性」の2つの軸で検討する。

これは、従来のように、国が施策を立案し、地方自治体がそれを執行するという関係ではなく、地方分権時代が到来したことで、地方自治体自身が地域にとって最も必要な施策は何なのかという観点から、多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、自ら考え、実行する政策自治体へ質的転換を図るという本市の方向性をベースとしている。

\*政策性…政策立案等行政の意思決定に関わる度合いの観点

\*専門性…行政執行に関わる専門知識・スキル（技能）の度合いの観点

以上の観点を次の図のように表す。



#### < 4つの象限の考え方 >

##### ◆①の象限（政策的重要度が高くかつ行政専門性が必要なエリア）

業務遂行上政策的に重要な意志決定等を必要とし、かつそのため行政特有の知識、ノウハウ等が必要とされる業務

都市経営の観点からの戦略策定等行政経営を遂行する上においてコアとなる業務エリアであり、行政の内部にその知識、ノウハウ等の確保・育成を図る必要があるエリアである。

##### ◆②の象限（日常業務の度合いが高く、行政専門性が必要なエリア）

日常的業務が色濃く、政策的意志決定等の要素は希薄であるが、当該業務を遂行する上で、行政の専門性が強く要求される、又は行政であるが故に入手可能な情報等が必要とされる業務

必要とされる行政専門性を部分的に補完し、その他分離可能な部分についての外部委託を検討すべきエリアである。

##### ◆③の象限（日常業務の度合いが高く、一般的なノウハウが必要なエリア）

日常的かつ一般的なノウハウが要求される業務

業務の効率性、経済性などの観点から積極的に民間活力の活用を検討すべきエリアであり、市民サービスの確保や行政責任の確保などに留意し、当該事業の実施主体の民間委託化等を検討すべきエリアである。

##### ◆④の象限（政策的重要度が高く、一般的なノウハウが必要なエリア）

業務遂行上政策的に重要な意志決定等を必要とするが、当該業務遂行のためには民間等における一般的なノウハウや、民間が有する特殊技能等が必要とされる業務

行政が直接的に行うか、民間との協働により業務遂行を図るべき業務エリアであり、行政内部にそのノウハウ等を確保するか、又は外部にノウハウを求めるかは個別に判断すべきエリアである。

#### エ 評価に当たっての留意点

上記の考え方は一定の方向性を導き出すためのものであり、「行政関与の妥当性」、「受益者負担の妥当性」、「実施主体の妥当性」の個々の具体的な考え方は、「ワークシート」の各設問で表現しているが、十分網羅されているとはいえない。また、個々の評価によって得られた結果をもって、直ちに廃止や民間委託を行うといった判断（例えば、マイナス〇点だから民間委託するといった判断）を行うものではなく、「あくまでも評価は、判断を行うための一つの道具である」ことを念頭において、関係者の意見はもとより、様々な角度から検討をしたうえで、判断することが必要である。

#### オ 評価者

第1次評価は各事務事業を所管する局等の長とし、第2次評価は京都新世紀市政改革本部事務局（行政改革課）とする。

### (3) ワークシートの各項目の解説

#### 1 公共性評価

##### ◆市民全体に提供されるサービス

###### (1) 誰でもそのサービスを受けることができる

サービス提供に係わる公平性を判断します。サービスの受け手を特に限定せず誰でも受益機会を平等に有しているものについて「はい」と判断します。

###### (2) 特定の個人又は集団を、そのサービスの対象外とすることが現実的に不可能

サービス提供に係わる排除性を判断します。サービスの供給に際し、特定の個人又は集団を排除することが不可能である場合「はい」と判断します。ただし、受益者負担を求めるサービスにおける受益者の支払い能力に起因するものは「いいえ」とせず「はい」と判断します。

###### (3) 不特定の個人又は集団が受益しても第三者の受益機会・質・量が影響を受けない

サービス提供に係わる消費性、競合性を判断します。サービスが安定的に供給され不特定の個人又は集団が当該サービスを受益しても第三者の受益機会等に対して何ら影響を与えない場合「はい」と判断します。

###### (4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者に間接的な恩恵・受益が及ぶ

サービス提供に係わる外部性を判断します。不特定の個人又は集団が当該サービスを受益することにより第三者の「利便性を向上する」、「心理的安心感を与える」、「具体的利益を得る」等といった有形・無形の恩恵・受益を間接的に受ける場合「はい」と判断します。

###### (5) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる

サービス提供に係わる消費性、競合性を判断します。不特定の個人又は集団が当該サービスを受益することにより「当該サービスを消費する」、「当該サービスの質を低下させる」、「一定期間占有する」といった状況が発生し、第三者が受益する機会・質・量に影響を及ぼすことが想定される場合「はい」と判断します。

###### (6) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス

サービス提供に係わる実質的な公平性を判断します。サービスの受益者が特定の個人又は集団に実質的に特定される場合「はい」と判断します。

###### (7) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス

サービス提供に係わる受益の性質を判断します。受益の内容が実質的に特定の個人又は集団の利便性の向上につながる場合「はい」と判断します。

###### (8) サービスの受益者の特定に係わらず地域全体が恩恵を享受する

マクロ的な視点からの公共性を判断します。サービス提供の内容及び受益者が特定されているか否かに係わらず、当該サービスの実施結果として地域全体への波及効果が存在すれば「はい」と判断します。

(9) 市民の大部分が必要とするサービス

マクロ的な視点からの公共性を判断します。サービス提供の内容及び受益者が特定されているか否かに係わらず、当該サービス提供を市民の大部分が望んでいるという事実があれば「はい」と判断します。

(10) 市民の大部分が利用するサービス

マクロ的な視点からの公共性を判断します。サービス提供の内容及び受益者が特定されているか否かに係わらず、当該サービスを市民の大部分が利用している事実があれば「はい」と判断します。

(11) ニーズや実施意義が希薄化している

現時点におけるサービス提供ニーズ、実施意義の変化を判断します。サービス提供ニーズやその実施意義が社会経済情勢の変動等によって希薄化していると考えられる場合「はい」と判断します。

(12) サービス提供の対象者、利用者が減少している

現時点におけるサービス提供ニーズ、実施意義の変化を判断します。サービス提供ニーズやその実施意義が社会経済情勢の変動等によって希薄化していると考えられる場合「はい」と判断します。

◆市民生活安定のためのサービス

(1) 市民生活上欠くことの出来ないサービス

市民の生活安定に係わる必要性を判断します。サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスが市民の生活を支える上で必要不可欠なものであれば「はい」と判断します。

(2) 都市機能の維持・拡大に係わるサービス

都市機能維持による市民の生活安定を判断します。サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスが都市機能の維持・拡大に係わるものであれば「はい」と判断します。

(3) 市民生活の利便性向上に係わるサービス

利便性向上による市民の生活レベルの改善を判断します。サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスが市民生活の利便性向上に係わるものであれば「はい」と判断します。

(4) 安定供給を確保する必要があるサービス

市民生活安定における必要性を判断します。サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスの安定的な供給がなければ市民生活に悪影響を及ぼすものであれば「はい」と判断します。

(5) 将来を考慮した投資的取り組み

将来の市民生活安定に係わる必要性を判断します。サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスが将来の市民生活安定を図る、利便性向上につながる等本市の発展に寄与するものであれば「はい」と判断します。

(6) 市民の権利保護に係わるサービス

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービス提供の目的が市民の権利保護に係わるサービスであれば「はい」と判断します。

(7) 社会的・経済的弱者を対象としたサービス

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービスが社会的・経済的弱者を特定の対象としたサービスであれば「はい」と判断します。

(8) 社会保障を目的とするサービス

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービスが本市全体の社会保障を目的としたものであれば「はい」と判断します。

(9) 所得の再配分を目的とするサービス

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービスが所得の再分配を目的としたものであれば「はい」と判断します。

(10) 市場の不確実性等、民間投資の阻害要因の存在するもの

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービスが社会経済情勢の不透明さ、事業採算性、初期投資の必要性等から民間の事業参入を阻害する要因を排除する又は、不確実性を補うことを目的としたものであれば「はい」と判断します。

(11) 個人の趣味・娯楽に属するサービス

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービスが特定の分野に偏り、結果として個人の趣味や娯楽に属するものである場合「はい」と判断します。

(12) 一定の要件に該当する特定の個人又は集団が必要とするサービス

サービス内容の妥当性を判断します。当該サービス必要性が一定の要件に該当する個人又は集団の理由に起因するものであれば「はい」と判断します。

**2 行政関与の妥当性**

◆京都市の独自性による関与の妥当性

(1) 京都市の独自性を高めるための事務事業

当該サービスが「京都市」という独自性を高めるためのものであれば「はい」と判断します。

(2) 市政方針の重点課題等に対応した事務事業

当該サービスが市政方針の重点課題に対応又は密接に関連したものであれば「はい」と判断します。

(3) 京都市独自の資源を有効活用する事務事業

当該サービスが京都市の有する産業、人的資源、有形・無形資産を有効活用するものであれば「はい」と判断します。

◆外部要因による関与の妥当性

(1) 法律・法令等により関与が定められている

当該サービスについて、地方自治法などの法律・法令により関与が定められているものであれば「はい」と判断します。

(2) 本市条例により関与が定められている

当該サービスについて、本市条例により関与が定められているものであれば「はい」と判断します。

(3) 上位団体の通達等により関与が定められている

当該サービスについて、上位団体（国、府など）の通達等により関与が定められているものであれば「はい」と判断します。

(4) 行政による早急な対応が必要とされる

早急な対応が必要なサービスであれば「はい」と判断します。

(5) 緊急に対応しなければ京都市全体として大きな損害につながる

当該サービスがなければ京都市全体として大きな損害につながるものであれば「はい」と判断します。

(6) 民間に類似サービスの提供者が存在する

当該サービスの提供者が民間に存在するものであれば「はい」と判断します。

(7) 民間類似サービスにおいて相応の実績がある

民間に類似サービスがあり、そのサービスにおいて相応の実績があるものであれば「はい」と判断します。

(8) 民間類似サービスと競合する

当該サービスが、民間類似サービスと重複併存するものであれば「はい」と判断します。

◆実施効果に基づく関与の妥当性

(1) 当該サービスと実施目的が類似するサービスが存在する

当該サービスの実施目的と類似するサービスが存在すれば「はい」と判断します。

(2) 当該サービスと実施結果が類似するサービスが存在する

当該サービスの実施結果と類似するサービスが存在するものであれば「はい」と判断します。

(3) 当該サービスが他のサービスと代替え可能である

当該サービスが他のサービスと代替えできるものであれば「はい」と判断します。

- (4) 当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化している  
当該サービスが当初の目標を達成し、実施効果が希薄化していれば「はい」と判断します。
- (5) 法律、通達事項等の基準を超えたレベルでのサービスを提供している  
当該サービスが法律、通達などで定められた基準を超えたものであれば「はい」と判断します。

### 3 受益者負担の妥当性

- (1) サービスの受け手が無形又は有形の利益を直接的に享受する  
サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスの受益者が「金銭的」、「物質的」、「精神的」又は「身体的」等の恩恵を享受するものであれば「はい」と判断します。
- (2) 行政が実施することにより民間の成長を阻害するサービス  
サービス提供の内容及び受益者の特定に係わらず、当該サービスを行政が実施していることにより  
民間による当該又は類似事業進出を阻害しているものであれば「はい」と判断します。
- (3) 受益者負担による抑制効果をもって乱用防止等資源の有効活用を必要とするもの  
受益者負担による一定の抑制効果をもって当該サービスの乱用防止等資源の有効活用を必要とするものであれば「はい」と判断します。
- (4) 不特定の個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会・質・量が損なわれる  
**1 公共性評価**の◆市民全体に提供されるサービスの5) を参照してください。
- (5) 実質的に特定の個人又は集団が受益者となるサービス  
**1 公共性評価**の◆市民全体に提供されるサービスの6) を参照してください。
- (6) 実質的に特定個人又は集団の利便性向上につながるサービス  
**1 公共性評価**の◆市民全体に提供されるサービスの7) を参照してください。
- (7) 個人の趣味・娯楽に属するサービス  
**1 公共性評価**の◆市民生活安定のためのサービス 1 1) を参照してください。

#### 4 実施主体の妥当性

##### ◆政策・戦略形成

###### (1) 京都市行政の政策策定に係わる事務事業

当該事務事業が京都市行政における「政策を策定する」又は「策定する上で非常に重要な意味を持つもの」であれば「はい」と判断します。

###### (2) 京都市行政の計画策定に係わる事務事業

当該事務事業が京都市行政における計画策定に係わるものであれば「はい」と判断します。

###### (3) 京都市における政策上重要な判断を必要とする事務事業

当該事務事業の実施に際し、京都市行政における政策的な判断必要とするものであれば「はい」と判断します。

###### (4) 京都市の政策目標達成について重要な関わりのある事務事業

当該事務事業が京都市の設定する政策目標達成に関して直接又は密接に関連するものであれば「はい」と判断します。

###### (5) 京都市行政の改革、効率化に係わる事務事業

当該事務事業が京都市の行政改革、業務効率化等に直接又は密接に関連するものであれば「はい」と判断します。

###### (6) 国、他都市、行政機関（京都市役所内を除く）を対象とする事務事業

当該事務事業の内容に係わらず、それが国、他都市、行政機関を対象とするものであれば「はい」と判断します。

###### (7) 市民とのパートナーシップ確保に係わる事務事業

当該事務事業の内容に係わらず、それが市民とのパートナーシップ確保に直接又は密接につながるものであれば「はい」と判断します。

###### (8) 京都市の将来について重要な関わりのある事務事業

当該事務事業の内容に係わらず、マクロ的な視点から京都市の将来に直接又は密接につながるものであれば「はい」と判断します。

###### (9) 中立性、公平性を特に要求される事務事業

当該事務事業の執行において特に中立性や公平性を必要とされるものであれば「はい」と判断します。

###### (10) 外部委託により住民自治の高揚が図れる事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その実施を外部に委託することにより住民自治の高揚を図ることが期待されるものであれば「はい」と判断します。

###### (11) 他都市等において外部委託の事例がある

他都市において当該事務事業を外部委託した事例があれば「はい」と判断します。

###### (12) 類似事務事業の全部（又は一部）を外部委託した実績がある

京都市又は他都市において当該事務事業に類似した事業を全部（又は一部）外部委託した実績があれば「はい」と判断します。

(13) 当該事務事業が民間進出の阻害要因となっている

当該事務事業を行政が実施することにより民間進出の阻害要因となっている場合「はい」と判断します。

◆専門性・特殊性

(1) 行政上の専門知識が要求される事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その執行に際し行政上の専門知識を特に必要とされるものであれば「はい」と判断します。

(2) 行政でなければ入手困難又は入手が遅れる情報に基づく事務事業である

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その執行が行政内部情報又は行政以外では入手困難な情報を必要とするものであれば「はい」と判断します。

(3) 行政が内部に留保すべき専門知識、特殊技能に基づく事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その執行に必要とされる知識、技術等が今後の京都市にとって内部に留保すべきものであれば「はい」と判断します。

(4) 京都市職員の人材育成、政策形成能力の向上につながる事務事業

当該事務事業の内容に係わらず、それが京都市職員としての人材育成、政策形成能力の向上につながるものであれば「はい」と判断します。

(5) 民間におけるノウハウ、専門知識、技術等が要求される事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その執行に必要とされる知識、技術等が民間に存在するものであれば「はい」と判断します。

(6) 恒常的に必要とされない専門知識、技術等が要求される事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その執行に必要とされる知識、技術等が行政にとって通常必要とされないものであれば「はい」と判断します。

(7) マニュアル等により定型化可能な事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その内容がマニュアル等により定型化可能と考えられるものであれば「はい」と判断します。

(8) 市民を直接的に対象とする事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、それが市民を直接的に対象とするものであれば「はい」と判断します。

(9) 定型的業務による事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その内容が定型的な業務であれば「はい」と判断します。

(10) 労力提供による事務事業

当該事務事業の実施目的等に係わらず、その内容が労力提供業務であれば「はい」と判断します。

(1 1) 経済性・効率性が把握出来ていない事務事業

当該事務事業の実施に係わる経済性、効率性が把握できていない場合「はい」と判断します。

(1 2) 外部委託により経済性・効率性の發揮が期待できる事務事業

当該事務事業を外部に委託することにより経済性又は効率性向上につながる事が期待されるものであれば「はい」と判断します。

(1 3) 外部委託の出来ない理由が明確化されていない事務事業

当該事務事業を外部に委託できない理由が明確化されていない場合「はい」と判断します。

(1 4) 短期的又は変則的に実施する必要のある事務事業

当該事務事業実施の必要性が常にある訳ではなく短期的又は変則的に実施する必要性がある場合「はい」と判断します。

## II 京都市「市民と行政の役割分担評価」の試行結果

※①事務事業評価の結果の上段は1次評価、下段は2次評価である。

※②「共同消費性(公益性)」 最大10 最小-10

※③「基礎性(必需性)」 最大10 最小-10

※④「関与の妥当性」 最大8 最小-8

※⑤「受益者負担の妥当性」 最大7 最小0

※⑥「政策性」 最大10 最小-10

※⑦「専門性」 最大10 最小-10

番号	所管局等	事務事業名	市民と行政の役割分担評価の結果						所管局のコメント (第1次評価)
			公共性 （ 共 同 消 費 性 （ 公 益 性 ） ） 基 礎 性 （ 必 需 性 ） ）	関 与 の 妥 当 性	受 益 者 負 担 の 妥 当 性	実 施 主 体	今 後 の 方 向 性	政 策 性	
市政改革推進本部事務局のコメント (第2次評価)									
1	総合企画局	御池通シンボルロードアート空間創生事業	7  4	±0  -2	2  2	±0  3	3  1	縮小  縮小	本市の財政状況から、「径庭作品」については、現在のコンセプトをいったん凍結し、見直しを図る。また、大交差点区間作品(烏丸、堀川II)については、第2次作品完成後、財政事情を考慮しながら対応する。  公共性が高いが、財政事情が厳しい中、本事業を優先的に実施すべきとはいえない。このため、径庭作品等は凍結及び見直しを行い、大交差点区間作品については、第2次作品完成後、見直すべきと思われる。
			6  5	4  2	-4  -6	1  1	-5  -6	-6  -6	その他  外部委託
2	総務局	本庁舎管理電話交換業務	6  5	4  2	-4  -6	1  1	-5  -6	-6  -6	次の3点を基本として見直しを検討する。 (1) 市民サービスの低下をきたさないこと。 (2) 在職者にメリットを感じられ、今後の意欲向上につながること。 (3) 長期的な展望を持つこと。  実施主体の妥当性において、政策性、専門性が低い。 したがって、外部委託等の業務の見直しを検討すべきと思われる。
			1  -1	±0  -2	1  1	2  2	-2  -2	-3  -3	廃止  廃止
3	理財局	前納市税報奨金制度	8  8	3  3	4  4	2  2	-5  -5	-6  -6	市税収入の確保及び納期内納付の促進を図るうえで重要な事業であり、見直しや廃止には慎重に対応する必要があるが、本制度発足当初からの社会経済情勢の変化等を考慮すると見直しや廃止の検討が必要である。  公益性、必需性は低く、行政関与の妥当性でも+1と高くない。本市の財政状況や他都市の状況からも廃止すべきと思われる。
			8  8	3  3	4  4	2  2	-5  -5	-6  -6	外部委託  外部委託
4	環境局	クリーンセンター運営	8  8	3  3	4  4	2  2	-5  -5	-6  -6	13年度から稼動する東北部クリーンセンターにおいて、業務の困難性、専門性を考慮し、一部、外部委託を行う。  行政関与の妥当性は高く、行政で行う必要がある。しかし、実施主体の妥当性で、政策性、専門性が低いこと、他都市で外部委託の実績があることから外部委託を進めるべきと思われる。
			3  3	±0  ±0	2  2	1  1	-2  -2	-4  -4	外部委託  外部委託
5	文化市民局	京都会館の管理運営							最近では、より効率的な運営、施設の活用が求められており、これまで行ってきた直営での管理運営ではなく、外部委託化するなど民間活力を導入することも必要であると考えられる。  実施主体の妥当性で、政策性、専門性ともに低く、必ずしも行政が実施主体となるべきではなく、民間委託するのが妥当であると思われる。

番号	所管局等	事務事業名	市民と行政の役割分担評価の結果						所管局のコメント (第1次評価)	
			公共性		関与の妥当性	受益者負担の妥当性		実施主体	今後の方向性	
			共同消費性(公衆性)	基礎性(公益性)	政策性	専門性				
6	産業観光局	公設小売市場	3	-1	-4	2	-1	-1	民営化	公設小売市場は、これまで生活必需品の安定供給を図り、市民の消費生活の向上に寄与するモデル的な小売市場としての役割を果たしてきたが、商業環境の変化や消費者ニーズの多様化に伴い、民営化に向けた具体策を検討する。
7	保健福祉局	市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営バス敬老乗車証交付事業を含む)	-1	-4	2	4	-1	-4	民営化	生産物の流通が多様化し、行政関与の妥当性が低い民間における経営努力で採算性がとれるものとして、民営化すべきと思われる。
7	保健福祉局	市バス・地下鉄敬老乗車証交付事業(民営バス敬老乗車証交付事業を含む)	-1	-4	1	5	-1	-4	負担見直し	厚生白書で、自立した高齢者の多様な生き方の選択や高齢者世代の負担増を含めた全世代の支え合いの必要性を打ち出しており、本制度でも、サービスを必要と考える市民が選択する、あるいはある程度の受益者負担を求める等の方向性を考える。
8	都市計画局	公営住宅駐車場の設置及び管理	±0	±0	2	4	-5	-3	外部委託及び 負担見直し	「公共性評価」及び「行政関与の妥当性」から公営住宅に入居者用の駐車場を設置することは必要であり、「受益者負担の妥当性」から有料施設として使用料を徴収すること、「実施主体の妥当性」から管理運営を外部委託することが妥当であると考える。
8	都市計画局	公営住宅駐車場の設置及び管理	±0	±0	2	4	-5	-3	外部委託及び 負担見直し	受益者負担の妥当性では、+4とほぼ高いものとなり、駐車場という施設として負担を求めるに妥当性があると思われる。 実施主体の妥当性においては、政策性、専門性が低い結果となり、民間でも駐車場として管理運営されており、外部委託するのは妥当性があると思われる。
9	建設局	大宮交通公園管理運営	6	3	2	1	-4	-4	現状維持	交通公園の機能を残存しつつ、管理運営を委託している(財)京都市駐車場公社との連携を図りながら、運営の合理化に努めていく。
9	建設局	大宮交通公園管理運営	4	2	2	1	-5	-5	現状維持	受益者負担の妥当性が+1であったことは、現状どおり一定程度使用料を徴収することは妥当であり、又実施主体の妥当性評価から管理運営の外部委託を行っていることは妥当と思われる。
10	教育委員会	養護学校スクールバス運営	-1	1	-3	4	-6	-3	外部委託	養護学校のスクールバスは養護学校児童・生徒の通学手段であり、その確保は行政サービスとして必要不可欠であるが、子どもの安全に配慮し、かつ円滑に業務を遂行できる民間業者がある場合は民間委託を進めていくべき事務事業であると考えている。
			-1	1	-3	4	-6	-4		実施主体の妥当性で政策性・専門性ともに低く、当該事業を進めるうえで必ずしも行政が直営で行なう必要はなく第一次評価のとおり民間委託を進めるのが妥当だと思われる。